公立大学法人神戸市看護大学職員の初任給調整手当の支給に関する細則の一部を改正する細則をここに公布する。

2024年12月9日

公立大学法人神戸市看護大学理事長 北 徹

公立大学法人神戸市看護大学細則第6号

公立大学法人神戸市看護大学職員の初任給調整手当の支給に関する細則(2019年4月1日細則第28号)の一部改正

(改正前)		(改正後)		
別表第1 (第6条関係))			
期間の区分	支給月額			
16年未満	251,700円	252, 400 円		
16年以上17年未 満	249, 100円	249,800円		
17年以上18年未 満	246, 500円	247, 200 円		
18年以上19年未 満	243,900円	244,600 円		
19年以上20年未 満	241,300円	242,000 円		
20年以上21年未 満	238,700円	239, 400 円		
21年以上22年未 満	227, 300円	228,700 円		
22年以上23年未 満	215, 400円	217, 200 円		
23年以上24年未 満	203, 400円	205, 700 円		
24年以上25年未 満	191,600円	194, 200 円		
25年以上26年未 満	179,800円	182,700 円		
26年以上27年未 満	165, 400円	168,700 円		
27年以上28年未 満	151,100円	154,700 円		
28年以上29年未 満	136,800円	140,700 円		
29年以上30年未 満	122,500円	126, 400 円		
30年以上31年未 満	107,500円	111,900円		
31年以上32年未 満	92,700円	97, 400 円		
32年以上33年未 満	77,500円	82, 200 円		
33年以上34年未	59, 500円	64, 200 円		

(改正前)			(改正後)				
	満 34年以上35年未						
	満	41,100円	i		46, 200円		
1	備考 略						

附則

(施行期日)

この細則は、公布の日から施行し、改正後の公立大学法人神戸市看護大学職員の初任給調整手当の支給に関する細則の規定は、2024年4月1日から適用する。